

新潟県柏崎市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、高齢化が進む市道除雪業務のオペレーターについて、若年層の新規オペレーターの育成支援を図るために、その業務に必要な資格取得に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、市道除雪委託事業者（以下「除雪事業者」という。）の除雪オペレーターを育成し、道路除雪による冬期間の道路交通の安全を確保することを目的とする。

(交付手続)

第2条 新潟県柏崎市除雪オペレーター育成支援事業（以下「補助事業」という。）補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象となる資格等)

第3条 補助金の対象となる資格（以下「補助対象資格」という。）は、次の各号に掲げる資格とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) 第一種運転免許のうち大型特殊自動車免許（農耕車限定免許及びカタピラ限定免許を除く。）指定自動車教習所（道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所をいう。）における経費のうち、次に掲げる経費の合計額
 - ア 入所に要する経費
 - イ 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係る教習に限る。）に要する経費（夜間において加算される経費を含む。）
 - ウ 修了検定及び卒業検定に要する経費（入所後最初に受ける修了検定又は卒業検定に要する経費に限る。）
- (2) 車両系建設機械（整地、運搬、積込及び掘削用）運転技能講習の修了資格 次に掲げる経費の合計額

ア 受講料

イ テキスト代

(補助金交付の決定の要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 柏崎市の除雪事業者である者

(2) 申請日において、満50歳未満で補助対象資格を取得しようとする者(以下「オペレーター予定者」という。)を雇用している者

(3) 前号のオペレーター予定者が補助対象資格を取得後に、市道の除雪業務(大型特殊免許を必要とする作業に限る。)を、取得年度から起算して除雪のオペレーターとして2年以上従事させることができる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から国、県の補助金額を減じた額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、柏崎市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 第3条各号に掲げる経費の額が分かる書類

(2) 雇用等証明書(別記第2号様式)

2 前項の場合において、補助対象経費のうち、第3条第1号に定める経費について補助金の交付を受けようとする者は、同項の規定による申請において同条第2号に定める経費についても補助金の交付を申請しなければならない。

(補助金交付の決定又は却下及び額の決定)

第7条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、柏崎市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付(決定・却下)通知書(別記第3号様式)により、申請者へ通知しなければならない。

(申請事項の変更又は中止の申請)

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第 6 条の規定により市長へ提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合又は補助対象資格の取得を中止しようとするときは、柏崎市除雪オペレーター育成支援事業補助金(変更・中止)承認申請書(別記第 4 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 決定の内容の変更の場合にあつては、見積書その他の変更した内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
(申請事項の変更又は中止の承認)

第 9 条 市長は、前条による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、柏崎市除雪オペレーター育成支援事業補助金変更承認決定通知書(別記第 5 号様式)により、申請者へ通知しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 柏崎市除雪オペレーター育成支援事業補助金実績報告書兼請求書(別記第 6 号様式)
- (2) オペレーター予定者の大型特殊運転免許証の写し及び技能講習修了証の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条による実績報告を受けたときは、報告書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市除雪オペレーター育成支援事業補助金確定通知書(別記第 7 号様式)により、補助対象者へ通知しなければならない。

(在籍の報告)

第 12 条 補助対象者は、補助事業において補助対象資格を取得した

市道除雪オペレーター（以下「補助対象オペレーター」という。）を、除雪のオペレーターとして従事させていることを証明するため、継続雇用証明書（別記第8号様式）を、補助金交付の日から2年を経過した後に市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を交付した年度に限らず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

- (1) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。
- (2) 第4条第3号の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほかこの要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還免除）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 補助対象オペレーターが、死亡又は心身障害等により、除雪業務の遂行が困難となったとき。
- (2) 補助対象者の廃業その他補助対象者の責めに帰すことができない事案により、補助金の返還が不能又は困難となったとき。
- (3) 補助対象オペレーターの離職以降も、従前の市道除雪業務を第4条第3号で規定する期間の継続が可能なきとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度及び令和7年度に第11条の規定による額の確定をした補助金については、なおその効力を有する。